

安 全 管 理 規 程

京福バス株式会社

安全管理規程

目次

- 第1章 総則
- 第2章 輸送の安全を確保するための基本的な方針等
- 第3章 輸送の安全の確保に関する組織体制
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）

第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための基本的な方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保を行う組織体制の整備に努めるとともに、現業における安全に関する実際の状況や関係者からの情報を十分に踏まえつつ、全ての役員および従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる役割を負う。

2 社長及び一般旅客自動車運送事業を担当しまたは従事する取締役（以下「担当役員」という）は、全従業員に対し各々の職責を果たしかつ組織的に連携して業務を遂行させることにより、輸送の安全に関する計画の策定・実行・評価・改善を確実に実施することを、事業運営上の方針として定める。

3 前項の方針に基づき定める安全対策は、適宜これを見直し、輸送の安全性の向上に努めるとともに、輸送の安全に関する情報については、第16条により適正にこれを公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次の各重点施策を実施する。

- ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。

- ② 輸送の安全に関する費用支出及び投資を優先的かつ効率的に行うよう努めること。
 - ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 前項の輸送の安全に関する重点施策の実施にあたっては、関係会社との間においても密接に協力し、輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標及びこれを達成するための計画)

第5条 前条の重点施策に対し、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、具体的な実施目標を策定する。

- 2 前項に掲げる目標を達成し輸送の安全を確保するために、重点施策に応じて必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全の確保に関する組織体制

(社長等の責務)

第6条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 担当役員は、常勤役員を中心に構成する経営会議の承認を経て、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長及び経営会議は、輸送の安全の確保に関し、担当役員及び安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 担当役員は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(組織体制)

第7条 当社の輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統は、別図に定める安全管理体制の通りとし、次に掲げる者を管理責任者として選任し、輸送の安全を確保するための業務執行を適確に行う。

- ① 安全統括管理者
 - ② 運行管理者
 - ③ 整備管理者
 - ④ その他必要な責任者
- 2 運行管理部部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、所轄部署ならびに運行管理者、整備管理者、その他の管理責任者を統括し、指導監督を行う。
- 3 安全統括管理者が病気等により不在である場合や重大な事故、災害等に対応する

場合は、重大事故および災害発生の際における緊急対策要綱（以下「緊急対策要綱」という。）に定めるところによる。

（安全統括管理者の選任及び解任）

第8条 常勤の取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から、安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- ① 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- ② 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- ③ 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（安全統括管理者の責務及び権限）

第9条 安全統括管理者は、次に掲げる責務及び権限を有する。

- ① 全従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- ② 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- ③ 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- ④ 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、従業員に対し周知を図ること。
- ⑤ 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営会議等に報告すること。
- ⑥ 経営会議等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べ等必要な改善の措置を講じること。
- ⑦ 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- ⑧ 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- ⑨ 輸送の安全を確保するため、従業員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- ⑩ その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

（輸送の安全に関する重点施策の実施）

第10条 第4条に定める輸送の安全に関する重点施策は、基本的な方針に基づき、その具体的な実施目標を達成すべく、輸送の安全の確保のために必要な計画に従い、着実にこれを実施する。

（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

第11条 担当役員は、管理責任者とともに運転者等現業との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、

共有されるように努める。

- 2 担当役員または管理責任者は、安全性を損なうような事態が見過ごされたり隠蔽されることのないよう、これを発見した場合には、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害時の連絡通報体制)

第12条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する非常時連絡通報体制は、緊急対策要綱に定めるところによる。

- 2 管理責任者ならびに連絡通報体制に定められた者は、事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、担当役員および関係方面へ速やかに伝達されるように努めなければならない。
- 3 安全統括管理者は、社内において連絡通報体制の周知を図るとともに、第1項の連絡通報体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の定めに基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第13条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成する上で、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実にこれを実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第14条 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

なお、重大な事故、災害等が発生した場合、または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施するものとする。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営会議等に報告するとともに、輸送の安全の確保のための方策を検討し、当面必要な緊急の是正措置または予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第15条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告、または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、その他輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、担当役員を主管として輸送の安全を確保するための業務の改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において、現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第16条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及びその達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する投資・費用等実績額、事故・災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、法令の定めるところにより、毎年度、外部に対し公表する。

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対しこれを公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第17条 本規程は、業務の実態に応じ、随時これを見直し適時適切に改定する。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針策定に関する会議録、連絡通報体制、事故・災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営会議等に報告した是正措置または予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

付 則

1. 本規程は平成18年10月1日に制定、施行する。

平成19年 7月2日 改定

2022年 7月1日 改定